

宝塚市立病院駐車場管理運営事業に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は宝塚市立病院の駐車場を使用し、「宝塚市立病院駐車場管理運営事業」を実施する事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めたものである。

1 事業概要

- (1) 事業名 宝塚市立病院駐車場管理運営事業
- (2) 事業の目的 民間の駐車場運営のノウハウを活用し、宝塚市立病院の駐車場の適正かつ効率的な運営と、利用者及び職員の利便性の向上を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容 駐車場(外来、職員用)の管理運営及び駐車場機器の更新
(詳細は仕様書(案)参照)
- (4) 事業期間 令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

2 病院概要

- (1) 名称 宝塚市立病院
- (2) 所在地 宝塚市小浜4丁目5番1号
- (3) 病床数 436床(緩和ケア病棟15床、ICU4床、開放型病床5床含む)
- (4) 診療科目 31診療科
- (5) 外来受付 8時30分～11時
- (6) 休診日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(救急診療は24時間365日体制)
- (7) 面会時間 14時～19時(平日)
14時～17時(土日祝)
- (8) 患者数 入院：102,653人(令和6年度)
外来：211,035人(令和6年度)
- (9) 職員数 662人(令和7年(2025年)4月1日時点)

3 駐車場概要

- (1) 外来駐車場
 - ① 収容台数 243台(第1駐車場：133台、第2駐車場110台)
 - ② 運用時間 第1駐車場：24時間 365日、第2駐車場：8時～20時 365日
 - ③ 利用台数 213,404台(第1駐車場：150,789台、第2駐車場：62,615台)(令和6年度)
- (2) 職員用駐車場
 - ① 収容台数 215台(第3駐車場：129台、インターチェンジ東駐車場：86台)
 - ② 運用時間 24時間 365日
 - ③ 契約者数 185.25人/月(第3駐車場：113.75人/月、インターチェンジ東駐車場：71.5人/月)
(令和6年度平均)

4 選定方法

公募型プロポーザル方式による

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、公告日から契約締結の日まで間、次の各号のすべての要件を満たすものである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後

- に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 直近3年間の事業期間において、3年間継続して債務超過の状態が継続していないこと及び3年連続して赤字計上していないこと。
 - (5) 過去5年以内に許可病床300床以上かつ全駐車場の合計駐車台数が250台以上の医療機関において、2年以上継続して事業者を運営主体とした駐車場管理運営事業の実績を2件以上有する者。
 - (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するプライバシーマーク制度においてプライバシーマークの登録を受けている者であること。
 - (7) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

6 現場確認

現場確認を希望する者は以下の手順に従い日程調整を行うこと。

- (1) 受付期間 令和7年(2025年)9月1日(月)から令和7年(2025年)9月12日(金)まで
- (2) 実施期間 令和7年(2025年)9月1日(月)から令和7年(2025年)9月26日(金)まで
- (3) 提出様式 様式任意(事業者名、担当者名、希望日時、参加人数、連絡先を明記すること。)
- (4) 提出方法 「16担当部署(問い合わせ先)」に記載のメールアドレスあてに提出すること。
メールの件名は「宝塚市立病院駐車場管理運営事業に関する現場確認について」とすること。

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、下記のとおり参加申込みに係る必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式第1号)
 - ② 決算書(貸借対照表、損益計算書)直近3期分の写し
 - ③ 「5参加資格(5)」に該当することを証明する書類(契約書の写し等)
 - ③ プライバシーマーク登録証
 - ④ 納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない証明用、発行から3箇月以内のもので複写不可)
- (2) 提出期限 令和7年(2025年)9月26日(金)17時まで(必着)
- (3) 提出方法 「16担当部署(問い合わせ先)」に記載の担当部署へ持参又は郵送すること。なお郵送の場合は、担当部署まで電話連絡をし、到達を確認すること。

8 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年(2025年)9月26日(金)17時まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ① 別添の質問書(様式第6号)により「16担当部署(問い合わせ先)」に記載のメールアドレスあてに提出すること。
 - ② 電子メール以外の方法(来院、電話、FAX等)での質問に対しては回答しない。
 - ③ メールの件名は「宝塚市立病院駐車場管理運営事業に関する質問」とすること。
 - ④ 質疑数は一提案者あたり10を上限とする。一つの質疑内容に複数個の質疑が記載されていると病院が判断した場合、複数個として数える。
 - ⑤ 質疑を行った提案者名は非公開とする。
 - ⑥ 本要領に定める手続き以外の方法により、病院及びその関係者に問い合わせたときは回答を行わない。
- (3) 回答日 令和7年(2025年)10月3日(金)
- (4) 回答方法 参加申込書を提出している者すべてに電子メールで回答するとともに、病院ホームページに掲載する。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書(様式第2号)
- ②申請者の概要(様式第3号)
- ③見積書(様式第4号)
- ④事業実績証明書(様式任意)(病床数及び駐車台数を明記すること)
- ⑤誓約書(様式第5号)
- ⑥本業務推進体制及び工程表(様式任意)
- ⑦その他補足資料(提出任意)

(2) 必要部数 原本1部、副本6部

(3) 作成要領

- ①「(1) 提出書類」に掲げる書類を、①～⑦の順番にA4サイズのファイル綴じ、①～⑦毎にインデックスをつけること。
- ②提出後の追加、修正、差し替え等は認めない。
- ③提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案書記載事項

企画提案書の内容は以下の項目を基本事項とし、仕様書の内容を網羅すること。

- ①事業者の情報
 - ・法人の組織体制
 - ・事業実績(病床数及び駐車台数を明記すること)
- ②駐車場機器の更新
 - ・機器の構成
 - ・各機器の仕様
 - ・機器更新後の運用方法
 - ・変更の周知方法
 - ・初期整備工事の工程
- ③管理運営体制
 - ・責任者の配置
 - ・従事者の教育、研修体制
 - ・緊急連絡体制
- ④トラブル対応
 - ・リスク、トラブルへの対策
 - ・トラブル発生時の対応方法
- ⑤駐車場機器の維持管理
 - ・保守点検、消耗品補充体制
- ⑥自由提案
 - ・仕様書に定める事項以外の提案
- ⑦利用体系の提案
 - ・利用料体系案

(5) 提出期限等

- ①提出期限 令和7年(2025年)10月10日(金)17時まで(必着)
- ②提出方法 「16 担当部署(問い合わせ先)」に記載の担当部署へ持参又は郵送すること。なお郵送の場合は、担当部署まで電話連絡をし、到達を確認すること。

(6) その他

2次審査(プレゼンテーション等)の実施については、別途通知を行う。

10 審査方法

(1) 1次審査(書類審査)

企画提案書を提出した事業者が4者以上の場合は「11審査基準」に基づき書類審査を実施し、上位3者を書類選考入選者として選定する。なお、応募者が4者未満の場合は1次審査を実施しない。

(2) 2次審査(プレゼンテーション審査)

企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行い、市立病院職員で構成する「宝塚市立病院駐車場管理運営事業プロポーザル審査会」による「11審査基準」に基づく選考を行い、最も優れた提案者を優先交渉権者、次点者を次位交渉権者とする。ただし、プロポーザル採点票の点数が60点以上ものとする。

①実施日 令和7年(2025年)10月28日(火)(予定)

②発表時間 20分以内

③質疑応答 10分

④器材等 電源及びプロジェクターは当院が準備したものを使用できる。

⑤その他 プレゼンテーションは本業務に従事する者が行うこと。

プレゼンテーションの参加人数は3名以内とする。

他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

指定日時の遅刻や欠席については失格とする。

提案者が一者のみであっても審査を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は病院ホームページに掲載するとともに書面により参加者全員に通知する。

11 審査基準及び配点

別紙「宝塚市立病院駐車場管理運営事業プロポーザル採点票」のとおり

12 スケジュール

項目	日時
公示	令和7年(2025年)9月1日(月)
現場確認受付締切	令和7年(2025年)9月12日(金)
参加申込書受付締切	令和7年(2025年)9月26日(金)17時まで
質問受付締切	令和7年(2025年)9月26日(金)17時まで
参加資格確認通知	令和7年(2025年)10月3日(金)
質問回答	令和7年(2025年)10月3日(金)
企画提案書等受付締切	令和7年(2025年)10月10日(金)17時まで
1次審査(書類審査) ※応募者数が4者以上の場合のみ	令和7年(2025年)10月14日(火)～17日(金)
1次審査結果通知兼審査会開催通知	令和7年(2025年)10月21日(火)
2次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年(2025年)10月28日(火)(予定)
結果通知	令和7年(2025年)10月31日(金)(予定)

13 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で「5参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (8) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- (9) 審査会委員に対して、直接、間接問わず、接触を求めたとき。
- (10) 事業者選定終了までの間に、ほかの提案者と応募提案の内容又はその意思について意図的に開示、相談を行ったとき。

14 契約

- (1) 優先交渉権者決定後、提案内容、仕様書について協議を行い、随意契約の手続きを行う。なお、その際には、改めて見積書を提出すること。
- (2) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。
- (3) 契約にあたっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとして、土地賃貸借契約を行う。

15 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (6) 参加申し込み後に辞退する場合は、文書にて連絡すること。(様式任意)
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (8) 提案者は複数の提案書の提出はできない。
- (9) 提出書類は宝塚市情報公開条例に基づく公開請求等があった場合、原則として公開になる。ただし、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書で申し出ること。また、本プロポーザルの優先交渉権者選定の前において、その決定に影響が出るおそれのなる情報については、優先交渉権者決定後の公開とする。

16 担当部署(問い合わせ先)

宝塚市立病院 経営統括部(管理担当)(病院1F)
〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5番1号
電話 0797-87-1473
FAX 0797-87-6921
E-mail m-takarazuka0298@city.takarazuka.lg.jp